

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

～有給消化義務化～

「働き方改革」関連法 来年からスタート

【対象となる人】 年次有給休暇の付与日数が10日以上 of 労働者

【時季指定をする日数】 5日

【取得期間】 年次有給休暇の付与日から1年以内

今回は、「廃棄物の適正処理への対応強化」「有害使用済機器の適正保管等の義務付けをお届けする予定でしたが、タイトルの「働き方改革」について、急遽お伝えしたく内容を変更させて頂きました。

皆さまご存じのとおり、日本は超高齢化社会へ猛スピードで突入、未曾有の労働力不足です。

そんな中、子育て中、家族の介護、病气療養中等、いろいろな働き方の実現もしなくてはなりません。

ということで、「働き方改革」に関するいくつかの法律が改正されました。

その中で今回は、すべての事業者にかかる「有給休暇消化の義務化」についてお伝えします。

皆さんの会社の有給消化率っていかがでしょう。5割くらいですか。なかなか5割も消化できていないというのが現状のような気がしますが、平均なのです。

政府は、平成32年までに有給休暇の取得率を70%以上にすることを数値目標としています。ちなみに世界30か国の中で日本の有給消化率は連続最下位だそうです。

～平成31年4月1日施行～

「使用者は、10日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない。」

つまりは、年間の有給休暇消化日数が「5日」に満たない労働者について、会社が時季を指定する権利を持つことになり、会社は社員から希望を聞いたうえで「〇月〇日に有給休暇を取得してください。」という時季を指定しなければならなくなります。

もちろん、時季を指定する必要がない場合もあります。

- ①年間5日以上 of 有給休暇を自主的に取得している場合
- ②計画的付与で5日以上付与されている場合
- ③自主的に取得した年次有給休暇と計画的付与で5日に達する場合

消化の義務化に向けて（有給休暇の計画的付与）

全員が1年に5日以上 of 有給休暇を取得しているような場合は、義務化に対する特別な対策は不要です。が、一部、生真面目に(?)有給取得できていない人はいませんか。

年間消化日数5日未満の労働者が多数を占める場合は、計画的付与が適しているかと思います。

違反した場合の罰則は、一人当たり30万円なんて話も出ているようです。

まずは、有給の取得状況を正確に把握しておく必要がありますね。

ちなみに週4日勤務の場合は、半年後の有給は7日です。なので今回の対象外です。